



(改正前)	(改正後)
<p>とらなければならない。</p> <p>第21条 (略) (研究の概要の登録)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、研究者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが必要な内容として、<u>審査会</u>の意見を受けて、学長が許可したものは、この限りでない。 (研究終了後の対応)</p> <p>第23条 研究者は、研究を終了(中止の場合を含む。以下同じ。)したときは、その旨及び研究結果の概要を遅滞なく<u>審査会</u>及び学長に報告しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>委員会</u></p> <p><u>委員会</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、2025年4月1日から施行する。</u></p>